

# 居宅サービス 計画作成依頼届出書について

## 介護予防サービス

### 届け出る必要のある方

#### 要介護1～5の方



居宅介護支援事業者に依頼し、そこに常駐するケアマネージャーと相談しながら「ケアプラン」を作成してもらいます。ケアプランは利用者の現状に合わせて、適切な介護サービスを利用するためのプランです。

(088-672-1026)

#### 要支援1・2の方

地域包括支援センターに連絡し、センター職員などと話し合いながら、利用者の目標に合わせた「介護予防ケアプラン」を作成してもらいます。

### 居宅サービス計画作成依頼届出書とは

介護サービスを計画的に利用するために、ケアプランが必要とされ、このケアプラン作成の依頼を受けた「居宅介護支援事業所」が、板野町に届け出るための書類です。

届け出ずに介護サービスを利用すると、サービスにかかった費用を利用者が、いったん全額支払った後で、そのうち9割(一定以上所得者は7～8割)が板野町から払い戻されることになります。

なお、ケアプランの相談・作成は、全額を介護保険が負担しますので、利用者が自己負担する必要はありません。

### 届出書と提出の流れ

1. 利用者が、要介護1～5の方 → 居宅介護支援事業所  
要支援1・2の方 → 地域包括支援センター  
に、ケアプランの作成を依頼する。
2. 届出書に、利用者の氏名・住所や依頼する居宅介護支援事業所名など、必要事項を記入し、当事者間で確認する。
3. 依頼を受けた居宅介護支援事業所が、板野町福祉保健課介護保険係に届け出て、ケアプラン作成に取りかかる。  
※ 担当ケアマネージャーは、利用者やその家族の意向を聞き取り、サービス提供事業者との連絡調整を図りながら、ケアプランを仕上げ、本人等から同意を得る。
4. 利用者は、ケアプランに添って、介護サービスを利用する。



### その他

1. 既に、新規の届出書が提出されているにもかかわらず、別の居宅介護支援事業所から、同じ利用者の届出書が提出された場合は、後者の届出書は受理できません。
2. 施設サービスを希望する場合は、居宅介護支援事業所に依頼するか、施設に直接申し込んでください。
3. ケアプラン作成を依頼せずに、自分で作成することもできます。

板野町役場(1F) 福祉保健課 介護保険係  
**088-672-5986**

板野町地域包括支援センター  
**088-672-1026**